

新潟市臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第72号

新潟市臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟市臨床検査技師等に関する法律施行細則（平成9年新潟市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までの規定中「による」を「に規定する」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「第12条第17号による」を「第12条第18号の規定により講じた」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 省令第11条第2項第5号に規定する遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の免許証の写し

第5条第2項各号列記以外の部分中「又は精度管理責任者」を「、精度管理責任者又は遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の変更にあつては、第2条第4号に規定する書類

別記様式第1号中「名称及び代表者の氏名」を「名称」に、「証明します」を「証明する」に改める。

別記様式第2号から別記様式第6号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。